

告 示 第 1 号

令和 4 年 6 月 1 日

天文館ミリオネーション実行委員会

会長 有 村 浩 明

天文館ミリオネーションイルミネーション設置及びイベント運営業務委託契約に係る
企画提案競技参加者の資格について（告示）

天文館ミリオネーションイルミネーション設置及びイベント運営業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により天文館ミリオネーションイルミネーション設置及びイベント運営業務委託契約の係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 事業の概要

中心市街地に大規模なイルミネーションで光の空間を創り出すイベント「天文館ミリオネーション」を開催し、冬季における滞在型観光の推進と宿泊観光客の増加を図る。

2 資格要件

この企画提案協議に参加できる者は、1業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(8)までの要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、構成員のいずれかは(8)の要件を満たしていることとする。なお、共同企業体で応募する場合、以下の点に留意すること。

ア 代表法人を定め、代表法人が参加手続き及び契約等を行い、契約の責を負うこと。

イ 単独で応募した法人は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

エ 参加申込書提出以降は、共同企業体の構成員の変更及び追加を行うことはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (2) 鹿児島市内に事務所又は営業所を有すること。共同企業体にあつては、代表法人又は構成員のいずれかは鹿児島市内に事務所又は営業所を有すること。
- (3) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）及び鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 鹿児島市の市税（徴収猶予の適用を受けているものを除く。市外に主たる営業所等を有する者にあつては、当該営業所等の所在地において納期の到来している市区長村税）を完納していること。
- (8) 過去5年間に於いて屋外におけるイルミネーション・ライトアップの演出及びデザイン設計・施工の実績を有していること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

令和4年6月9日（木）から同月15日（水）まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1又は様式2、様式2-2）
- ② 誓約書（様式3又は様式3、様式3-2）
- ③ 業務実績書（様式4）
- ④ 本業務に係る実施体制について（様式5）
- ⑤ 鹿児島市の市税（市外に主たる営業所等を有する者にあつては、当該営業所等の所在地において納期の到来している市税）について未納の税額がないことの証明書（徴収猶予を受けている場合は猶予を受けていることが分かる証明書類）（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

(4) 提出部数

正本：各1部、副本：各1部

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（必着）

(6) 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

天文館ミリオネーション実行委員会事務局（鹿児島市観光振興課内）

電話 099-216-1327

FAX 099-216-1320

電子メール kanshin@city.kagoshima.lg.jp

4 説明会

(1) 開催日時

令和4年6月8日（水）午後2時から午後3時まで（午後1時30分から受付開始）

(2) 開催場所

鹿児島市易居町1番2号 鹿児島市役所みなと大通り別館3階302会議室

(3) 問い合わせ先

「3 参加申込要領(6)」に同じ。

※企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、必ず説明会に出席すること。また、共同企業体で参加する場合は、少なくとも構成員のいずれかが説明会に出席すること。

4 その他

天文館ミリオネーションイルミネーション設置及びイベント運営業務委託契約に係る企画提案競技実施要領等は、市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。